

## 議案第 10 号

### 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

木古内町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 17 日提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

事業計画（平成22年度～27年度）

活性化 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
2. 交通通信体系 及び地域間交流 の促進	(5) 電気通信施設 等情報化のため の施設		
	防災行政用無線 施設	北海道総合行政情報ネットワーク整備事業	木古内町
	(11) その他	道南地域第三セクター鉄道会社初期投資 負担金事業	木古内町